

## 所得税法第 56 条の廃止を求める意見書

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。その事業を営む上でなくてはならない存在である家族従業者の「働き分」(自家労賃)は、「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」こととする所得税法第 56 条の規定により、税法上、必要経費として認められていない。事業主の所得から控除される家族従業者の「働き分」は、配偶者の場合は 86 万円、配偶者以外の家族は 50 万円だけである。家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的・経済的にも自立することができない。また、家業を一緒にやりたくてもできないことが後継者不足に拍車をかけている。

国は、「小規模企業は、経済をけん引し、雇用を確保し、地域社会の主役として住民生活に貢献している国家の財産ともいべき存在である」とし、「日本経済の再生を果たすためには、成長力の基盤である小規模企業の健全な発展を促す」必要があると、小規模企業振興基本法を定めた。この法律の趣旨からも、家族従業者の役割を否定し地位を低下させ、家族経営の繁栄や地域経済の振興を妨げる所得税法第 56 条は廃止されるべきである。

税法上では、青色申告にすれば給料を経費にできるが、同じ労働に対し、申告の仕方によって差をつける制度自体が矛盾している。また、すべての事業者に記帳が義務付けられた今、「租税回避」の恐れを理由にする根拠はなくなり、申告の仕方による差別は認められない。

アメリカ・イギリス・ドイツなど世界の主要国においては、家族従業者の働き分(自家労賃)を必要経費と認め、家族従業者の人権・労働を正當に評価している。

よって、本議会は、国及び政府に対し、小規模企業振興基本法の基本原則に鑑み、家族従業者の人権を保障し、労働が適正に評価されるよう所得税法第 56 条を廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 18 日

新潟県村上市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
財務大臣 麻生 太郎 殿  
総務大臣 高市 早苗 殿  
厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿  
衆議院議長 大島 理森 殿  
参議院議長 山崎 正昭 殿